

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人)本人用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年()第 号 物件番号
陳述	私は、暴力団員等ではありません。 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。 <input type="checkbox"/> 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
買受申出人(個人)	(陳述書作成日)令和 年 月 日 住所 (フリガナ) 氏名 (印) 性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人)法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年()第 号 物件番号
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。 <input type="checkbox"/> 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
買受申出人(法人)	(陳述書作成日)令和 年 月 日 法人の所在地 法人の名称 代表者氏名 (印) 役員 別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)
※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項	
1 □代表者	住所 (フリガナ) 氏名 性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日
	住所 (フリガナ) 氏名 性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日
	住所 (フリガナ) 氏名 性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日
	住所 (フリガナ) 氏名 性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 年 月 日

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員の名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書(住民票等)の添付は不要です。
- 役員が5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 3月25日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 塙 阪 靖 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 4月 9日 午前 9時00分から 令和 8年 4月16日 午後 5時00分まで
開札期日 場 所	令和 8年 4月23日 午前 9時30分 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日 場 所	令和 8年 5月12日 午前10時00分 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り, 買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため, 令和 8年 3月25日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書, 現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 門真市北島町 |
| | 地 番 | 8番24 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 36.12平方メートル |
| 2 | 所 在 | 門真市北島町8番地24 |
| | 家屋 番号 | 8番24 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 15.06平方メートル
2階 25.84平方メートル
3階 23.12平方メートル |



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 門真市北島町 |
| | 地 番 | 8番24 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 36.12平方メートル |
| 2 | 所 在 | 門真市北島町8番地24 |
| | 家屋 番号 | 8番24 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 15.06平方メートル
2階 25.84平方メートル
3階 23.12平方メートル |



令和 7年(ケ)第 470号
令和 7年12月24日受理
令和 年 月 日提出
8.1.22

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 園 久 典

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 門真市北島町
地 番 8番24
地 目 宅地
地 積 36.12平方メートル
- 2 所 在 門真市北島町8番地24
家屋 番号 8番24
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺3階建
床 面 積 1階 15.06平方メートル
2階 25.84平方メートル
3階 23.12平方メートル



その他の事項

1 表札等の表示

- (1) 表札の表示 なし
- (2) 郵便受けの表示 なし

2 目的土地の現況について

- (1) 目的土地について地積測量図等を参考に適宜概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであり、公簿面積とほぼ一致すると思われるが、正確には専門家の測量等を要する。
- (2) 目的土地は目的建物の敷地をなしている。
- (3) 目的土地は建築基準法上の道路に接面しているが、当該道路の幅員は4 mに満たない（詳細は評価書を参照）。

3 目的建物の現況について

- (1) 目的建物の形状は、概ね間取略図のとおりであると思われる。
- (2) 目的建物内部の状況は別紙添付写真のとおり。
- (3) 目的建物内には、家財道路等の動産類は存在しない。
- (4) 目的建物3階の両和室には畳がなかった。
- (5) 目的建物の屋根が隣地（北側及び南側）上に越境（もしくは当該隣地上の各建物が目的土地上に越境）している可能性がある。
- (6) 目的建物には、経年相当の劣化、損耗が認められた。

4 その他

目的物件は、破産管財人が、管財業務の一環として管理・占有している。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■破産管財人所属事務所 の担当事務員	1、目的物件は空き家です。 2、目的建物は平成28年8月頃にリフォームされています。 3、3階和室の畳は蚤が発生したために、所有者が剥がしたとのことです。床面に養生テープが貼ってありますが、これはすきま風を防ぐためのようです。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

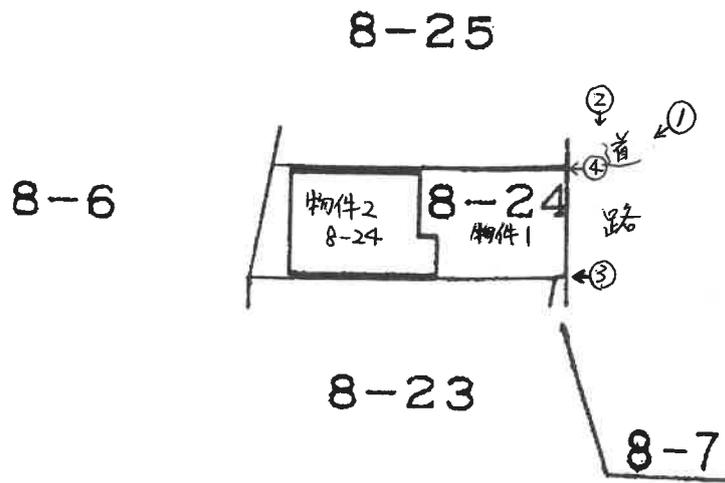
(4枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年12月26日 16:10-16:15	執行官室	破産管財人と電話・聴取
7年12月26日 18:45-18:50	中之島図書館	物件確認
8年1月6日 9:20-9:25	大阪法務局 北大阪支局	公図等調査
8年1月6日 10:30-10:40	門真市役所	道路等調査
8年1月6日 11:00-11:10	物件所在地	物件及び占有確認
8年1月9日 16:45-16:50	破産管財人所属 事務所	合鍵受領
8年1月15日 10:50-11:25	物件所在地	立入調査（評価人帯同）
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和8年1月15日 目的物件は不在（空き家）で施錠されていたので、合鍵で解錠して建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

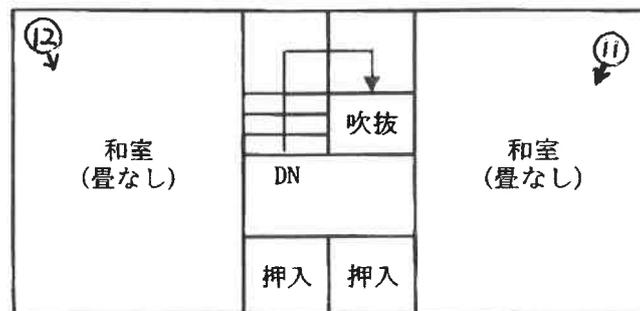
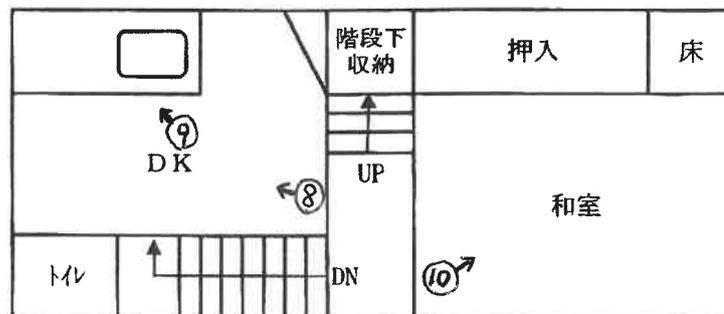
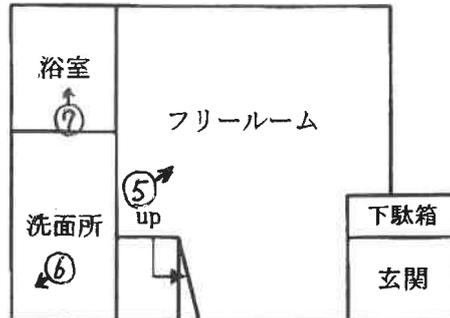
(5枚目)

土地建物位置関係図



←○写真撮影位置・方向

(6 枚目)



1 目的建物



(8 枚目)

2



3 越境可能性（南側屋根部分）



4 越境可能性（北側屋根部分）



(9 枚目)

5



6



(10 枚目)

7



8



(// 枚目)

9



10



(12 枚目)

11



12



(13 枚目)

令和7年（ケ） 第470号
令和8年1月15日 現地調査
令和8年1月20日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書
(土地付建物)

評価人 不動産鑑定士

森澤 修二

第1 評価額

一括価格	
金 3,970,000円	
内訳価格	
物件1	金 1,090,000円
物件2	金 2,880,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	物件目録記載のとおり	特記事項記載のとおり
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	同左
番号	特記事項		
1	<p>○物件1土地は、物件2建物の敷地として使用されている。</p> <p>○公図、地積測量図及び建物図面等に基づいて現地で概測を行った結果、概測数量と登記地積は概ね一致するものと思われる。なお、正確な境界、地積を把握する為には専門家による測量等が必要である。</p>		
2	○特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	大阪メトロ長堀鶴見緑地線 門真南駅 北東方 道路距離 約1,200m (別添「位置図」参照) 京阪バス 三島バス停 北方 道路距離 約560m		
付近の状況	中小規模一般住宅のほか、駐車場や農地も見られる住宅地域。地域要因に大きな影響を与える変動がないことから、当面の間現況のまま推移していくものと予測される。		
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化区域	
	用途地域	第1種住居地域	
	建ぺい率	60%	
	容積率	200%	
	防火規制	準防火地域	
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域	
画地条件	規模	36.12㎡	
	形状	略長方形	
	間口・奥行	間口(東側)約3.5m・奥行約10m	
	高低差等	接面道路とは概ね等高接面	
接面道路の状況	東側	幅員約3～3.6m市道(建築基準法第42条2項道路)	
	接道状況	中間画地	
土地の利用状況等	現況	一般住宅の敷地	
	東側	市道	
	西側	共同住宅	
	南側	一般住宅	
	北側	一般住宅	
供給処理施設	上水道	あり	目的物件について左記供給処理施設の稼働状況等については未確認である。
	ガス配管	あり	
	下水道	あり	
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、「施設管」という。)が通っており、通常のコストで敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土壌汚染等	目的土地の登記簿・閉鎖登記簿等からは個人、会社の所有者名、宅地の地目が確認された。過去の住宅地図によると、目的建物建築以前は一般住宅の表示が確認された。現在、対象物件を含め周辺に法令上の有害物質使用特定施設はない。また、対象地を含め周辺に土壌汚染対策法上の要措置区域等の指定や府条例の管理区域の指定はない。土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による正式な(専門)調査を要する。		
特記事項	○東側接面道路は建築基準法第42条2項で、現況幅員が4m未満であること、完了検査を受けていないこと等から再建築等に際してセットバックが必要となる可能性がある。		

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存耐 用年数等	建築年月日	平成4年7月11日新築
	経過年数	約34年
	経済的残存耐用年数	10年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	瓦葺
	外 壁	モルタル吹付等
	内 壁	ビニールクロス、砂壁等
	天 井	ビニールクロス等
	床	フローリング、畳等
	設 備	電気、給排水設備、衛生設備等
	その他	—
床面積（現況）	延 64.02㎡	
現況用途等	階 層	3階建
	現況用途	居宅
	間取り	3DK+フリールーム
品 等	普通	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり	
特 記 事 項	<p>○目的建物3階の両和室には畳がなかった。関係人の陳述によると、3階和室の畳は蚤が発生したために、所有者が剥がしたとのことである。また、床面に養生テープが貼ってあったが、これはすきま風を防ぐためのようである。</p> <p>○目的建物はリフォームされていたが、関係人の陳述によるとリフォーム時期は、平成28年8月頃とのことである。</p> <p>○改装から概ね経年相応の状態である。</p> <p>○目的建物の屋根が隣地（北側及び南側）上に越境（もしくは当該隣地上の各建物の屋根が目的土地上に越境）している可能性がある。</p> <p>○建築確認（有）、検査済証（無）</p> <p>○目的建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。</p>	

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円) (千円未満四捨五入) ウ (ア×イ)
		0.50	イ 法定地上権	
1	3,290,000	0.50	法定地上権	1,645,000

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) (万円未満四捨五入) キ [(ア+イ) ×ウ×エ×オ×カ]
	1	3,290,000	- 1,645,000		0.95	0.70	
2	2,689,000	+ 1,645,000	1.00	0.95	0.70	0	2,880,000
一括価格 (合計)							3,970,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

本件については、アスベスト含有建材の使用の可能性あることを考慮した。

オ 競売市場修正

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価 (敷金等)

本件の場合不要

第6 参考価格資料

1 地価公示 門真-9

所 在 : 門真市北島町131番2外「北島町33-7」
価 格 : 118,000円/㎡
位 置 : 大阪メトロ長堀鶴見緑地線 門真南駅 北東方 約1,200m (道路距離)
価格時点 : 令和7年1月1日
地 積 : 100㎡
供給処理施設 : 水道, 下水
接面街路 : 北 6.7m 市道
用途指定等 : 第1種住居地域
(建ぺい率60%, 容積率200%)
準防火地域
地域の概要 : 中小規模住宅のほかに農地等も混在する住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和7年度)

物件1 : 1,915,840円
物件2 : 1,444,276円

第7 附属資料

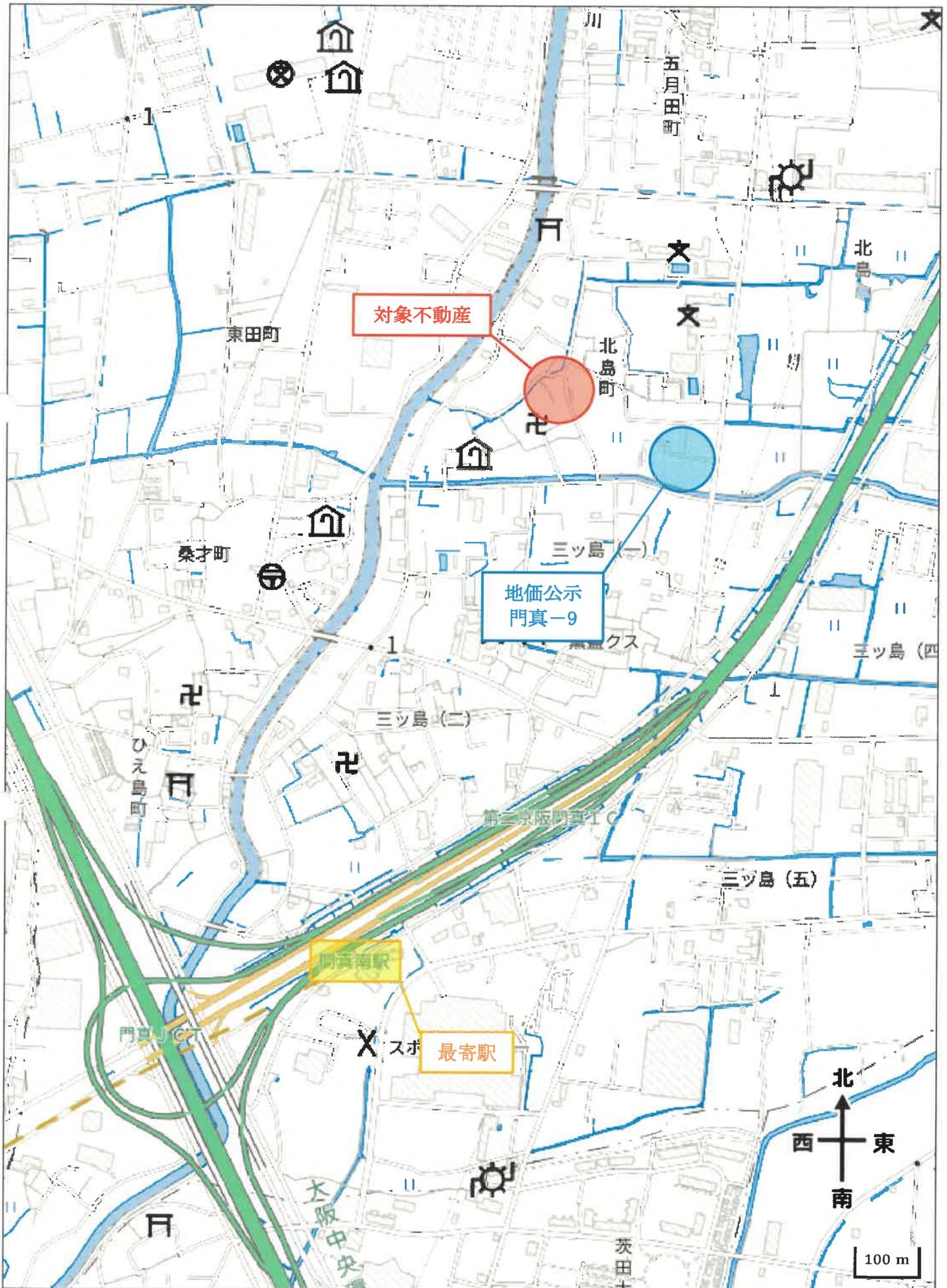
- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面写
- 5 間取略図

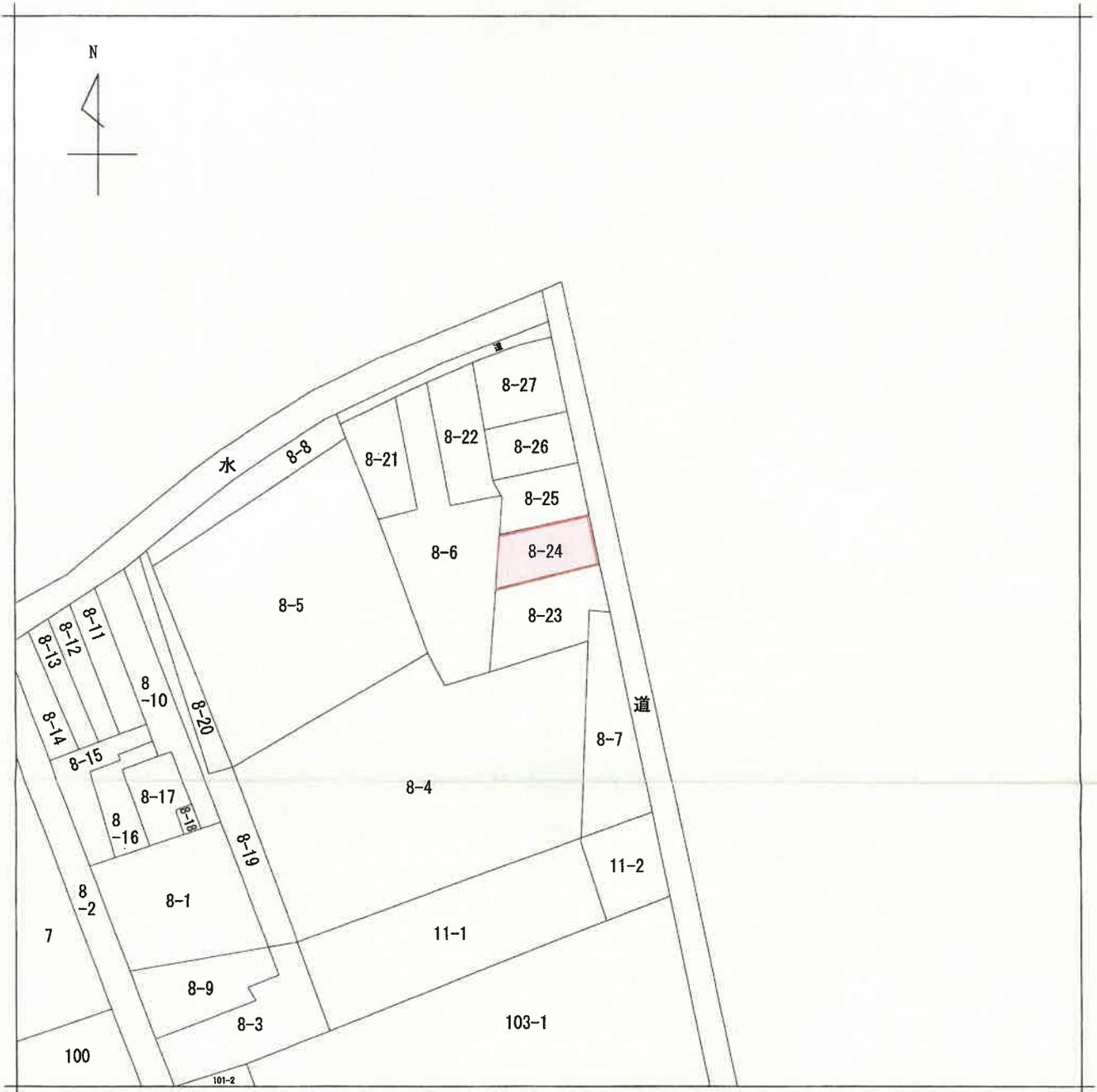
以 上

物 件 目 録

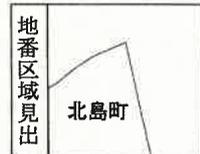
- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 門真市北島町 |
| | 地 番 | 8番24 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 36.12平方メートル |
| 2 | 所 在 | 門真市北島町8番地24 |
| | 家屋 番号 | 8番24 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺3階建 |
| | 床 面 積 | 1階 15.06平方メートル
2階 25.84平方メートル
3階 23.12平方メートル |







(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	門真市北島町			地番	8番24			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年11月19日
大阪法務局守口出張所

地図整理番号：M17476
(1/1)

登記官



登記年月日：平成4年3月16日

1360012

土地積測量図

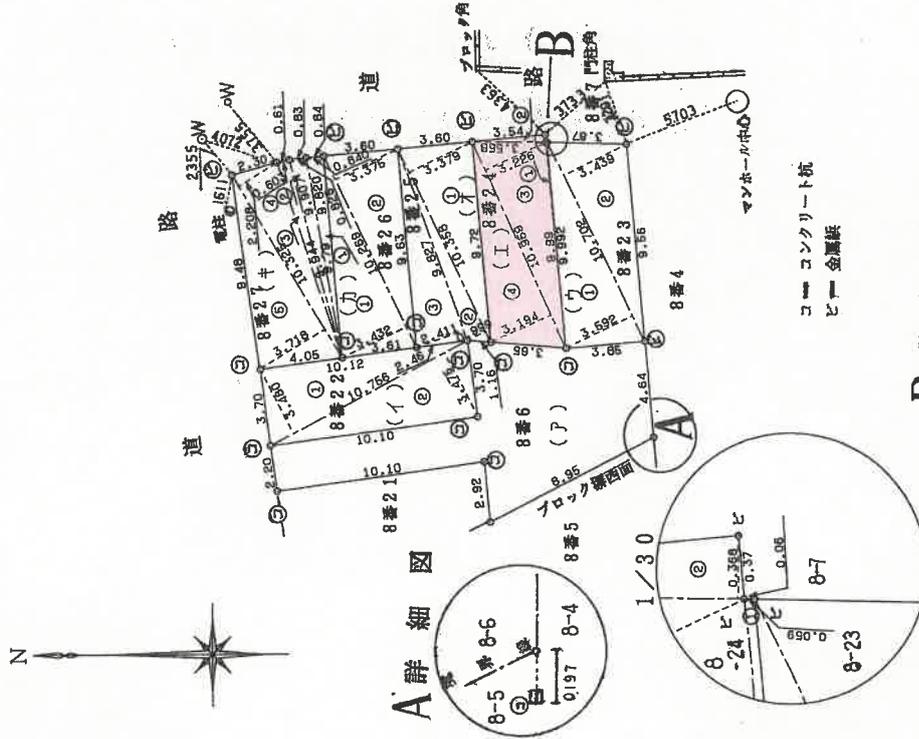
新8-1 新
8番6. 8番22
乃至8番27

土地の所在
門真市北島町

三斜求積表

地番 NO	底辺	高さ	倍面積	面積	地積
(イ) 8番22	1 10.756 X	3.480 =	37.430880		
	2 10.756 X	3.475 =	37.377100		
	合計	74.807980			37.40
	面積	37.4039900 ㎡			
	坪数	11.3147			
(ロ) 8番23	1 10.702 X	3.592 =	38.441584		
	2 10.702 X	3.439 =	36.804178		
	合計	75.245762			37.62
	面積	37.6228810 ㎡			
	坪数	11.3809			
(ハ) 8番24	1 9.992 X	0.059 =	0.589528		
	2 3.558 X	0.368 =	1.309344		
	3 10.959 X	3.226 =	35.353734		
	4 10.959 X	3.194 =	35.003046		
	合計	72.256652			36.12
	面積	36.1278260 ㎡			
	坪数	10.8286			
(ニ) 8番25	1 10.358 X	3.379 =	34.999682		
	2 10.358 X	0.999 =	10.347642		
	3 9.827 X	2.411 =	23.692897		
	合計	69.040221			34.52
	面積	34.5201105 ㎡			
	坪数	10.4423			
(ホ) 8番26	1 10.269 X	3.432 =	35.243208		
	2 10.269 X	3.375 =	34.657875		
	合計	69.901083			34.95
	面積	34.9505415 ㎡			
	坪数	10.5725			
(ヘ) 8番27	1 9.820 X	0.840 =	8.248800		
	2 9.907 X	0.825 =	8.173275		
	3 9.944 X	0.603 =	5.996232		
	4 10.325 X	2.208 =	22.797600		
	5 10.325 X	3.718 =	38.388350		
	合計	63.604257			41.80
	面積	41.8021285 ㎡			
	坪数	12.6451			
(ニ) 8番6	面積	285.0688150 ㎡			
	公積	222.4274775 ㎡			
	除地	62.6413375 ㎡			62.64
	坪数	18.9490			

*使用権者名 JEC GEO STATION システム



B 詳細図

申請人

縮尺 1/250

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年11月19日 大阪法務局守口出張所 登記官

4年3月7日作製

登記年月日：平成4年7月17日

各階平面図

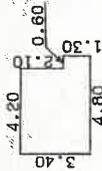
4360026

建物各階平面図

家屋番号 8番24

建物の所在 門真市北島町8番地24

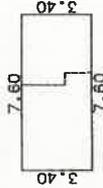
1 階



求積表

$4.20 \times 3.40 = 14.280000$
 $0.60 \times 1.30 = 0.780000$
 合計 15.060000
 床面積 15.06 ㎡

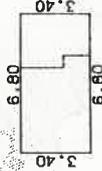
2 階



求積表

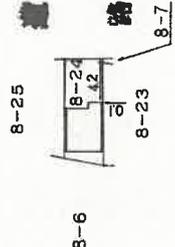
$7.60 \times 3.40 = 25.840000$
 合計 25.840000
 床面積 25.84 ㎡

3 階



求積表

$6.80 \times 3.40 = 23.120000$
 合計 23.120000
 床面積 23.12 ㎡



作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

17日作製

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 令和7年11月19日 大阪法務局守口出張所 登記官

